

規約の変更について

規約第9条に退団の項を設け、第9条（付則）を第10条にする。

また、これに伴い第5条（会費）の第1項（滞納）の「6か月以上の滞納者・・・」を削除する。

第9条 退団

1. 退団を希望する団員は、退団を団長に申し出る。
2. 団員は、退団に際し、団との債権・債務を整理しなければならない。
3. 団は、以下の1つ以上に該当する団員にたいし、運営委員会の決議または団員の過半数の同意により、退団を勧告することができる。

勧告を受けた団員は、本人の意思に関わりなく退団しなければならない。

退団に当たっては、上記2項の定めを適用する。

- ① 会費を6ヶ月以上滞納したもの。
- ② 団に対する債務を6ヶ月以上履行しなかったもの。
但し、運営委員会で、履行延期を認めた場合はこの限りではない。
- ③ 団または団員にたいし、名誉を大きく毀損もしくは甚大な損害を与えたもの。
- ④ 団の運営に重大な支障を来したもの。
- ⑤ その他、団員として相応しくないもの。

総会資料と作成担当

資料1 活動実績・・・主藤

資料2 決算見込み・・・小笠原

資料3-1 エルデの目指すもの・・・(事務局所有)

資料3-2 活動計画・・・山本

資料4 予算・・・小笠原

資料5 規約改正（退団の規約化）・・・山本

参考資料1 規約（現行）・・・(事務局所有)

参考資料2 役員、委員の仕事の内容・・・(事務局所有)

参考資料3 運営体制（2011年度）・・・(事務局所有)

参考資料4 2011.3～2012.2 出席状況・・・主藤